

# 各種制度・手当

## 児童手当

問 子育て福祉課子育て支援係 ☎32-0517

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している方に手当を支給する制度です。手当を受けるためには、手続きが必要です。

出生、転入等により受給資格が生じた場合は、市役所の窓口で手続きをしてください。詳しくは係へお問い合わせください。

### 手当の月額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たりの月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※特例給付の対象者は一律5,000円を支給

- 手当の支払い 毎年2月・6月・10月(それぞれの前月分までを支払います。)
- 手続きに必要なもの ①請求者の銀行等の口座番号がわかるもの  
②保護者のマイナンバーがわかるもの  
③ご家族の事情により、その他の書類が必要となることがあります。

## 子ども医療費(乳幼児)支給制度

問 市民課国保年金係 ☎32-4004

- 受給資格者 満6歳に達する日以後の最初の3月末日までの乳幼児
- 給付対象 保険診療により支払った自己負担分の全額。ただし、附加給付金や他の公費負担がある場合は、その額を差し引きします。
- 給付方法 子ども医療証(乳幼児用)(市役所で申請が必要)と健康保険証を医療機関の窓口に提示してください。なお、県外では使用できませんが、子ども医療費支給申請書(市役所にあります)に必要書類(領収書等)を添付して市役所へ申請すると、保険対象内で支払った医療費が給付されます。※療養費支給証明が必要な場合があります。詳しくは、係へお問い合わせください。
- 必要書類等 申請書(市役所にあります)、乳幼児の健康保険証

## 子ども医療費(児童)支給制度

問 市民課国保年金係 ☎32-4004

- 受給資格者 通院:小学1年生から中学3年生までの児童  
入院:小学1年生から中学3年生までの児童  
※いずれも所得制限なし
- 給付対象 保険診療による窓口負担額から下記の自己負担分を差し引いた額  
自己負担(一医療機関につき):  
通院1,200円/月(上限) 入院500円/日(月7日限度)

- **給付方法** 通院:子ども医療証(児童用)を発行します(市役所で申請が必要)。子ども医療証(児童用)と健康保険証を医療機関の窓口に表示してください。  
入院:医療証は発行しません。医療機関窓口で自己負担分を一旦全額お支払いいただき、後日、子ども医療費支給申請書(市役所にあります)に必要書類(領収書等)を添付して市役所へ申請すると、保険対象内で支払った医療費(差額)が支給されます。  
※療養費支給証明書が必要な場合があります。詳しくは、係へお問い合わせください。
- **必要書類等** 申請書(市役所にあります)、児童の健康保険証

## 就学援助

問 学校教育課学校教育係 ☎32-1007

経済的理由によって、就学が困難と認める小中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費や給食費などの援助を行います。 ※所得による審査があります。

- **必要書類等** 所得課税証明書等、当該児童生徒の通帳の写し(口座振込みを希望する場合のみ) ※毎年度、申請が必要です。

## 特別児童扶養手当

問 子育て福祉課子育て支援係 ☎32-0517

精神又は身体が法で定める程度以上の障がいの状態にある児童(20歳未満)を家庭において監護又は養育している人に支給されます(所得制限あり)。詳しくは、係へお問い合わせください。

- **必要書類等** ①認定請求書 ②請求者及び対象児童の戸籍謄本 ③診断書  
④請求者の銀行等の口座番号がわかるもの  
⑤マイナンバーのわかるもの(請求者、配偶者、児童、扶養義務者のもの)  
⑥児童の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(お持ちの場合)  
⑦その他必要な書類  
※診断書を省略できる場合があります。

### 支給額

(令和6年4月1日現在)

種類	手当月額(児童1人につき)
1級(重度)	55,350円
2級(中度)	36,860円

- **その他** 毎年8月に更新の手続きが必要です。

## 障害児福祉手当

問 子育て福祉課障がい者福祉係 ☎32-0541

精神または身体に、著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の障がいのある人に支給されます。

ただし、施設に入所しているときは、支給されません。

- **必要書類等** ①認定請求書 ②医師の診断書 ③関係機関調査に対する承諾書  
④所得状況届 ⑤前年の所得証明書  
⑥請求者の属する世帯全員の記載がある住民票  
⑦身体障害者手帳、療育手帳等の写し ⑧同意書 ⑨通帳の写し

### 支給額

(令和6年4月1日現在)

月額
15,690円(令和6年4月～)

- **その他** 毎年8月に更新の手続きが必要です。

## 児童扶養手当

問 子育て福祉課子育て支援係 ☎32-0517

父母が離婚・父(母)の死亡によって、父(母)と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する制度です(所得制限あり)。手当を受けようとする人の認定請求に基づいて支給しますので、市役所の窓口で手続きをしてください。詳しくは、係へお問い合わせください。

- 必要書類等
  - ①認定請求書
  - ②請求者及び対象児童の戸籍謄本(離婚日について記載のあるもの)
  - ③請求者及び対象児童の健康保険証
  - ④年金手帳
  - ⑤請求者の銀行等の口座番号がわかるもの
  - ⑥マイナンバーがわかるもの(保護者、対象児童のもの)
  - ⑦その他必要な書類

### 支給額

(令和6年4月1日現在)

種類	全部支給	一部支給
1人	45,500円	所得に応じて決まります

※2人以上のときは、全部支給の場合は10,750円、3人以上のときは、1人増えるごとに6,450円加算されます。  
また、一部支給の場合は所得に応じて決まります。

- その他 毎年8月に更新の手続きが必要です。

## ひとり親家庭等医療費支給制度

問 市民課国保年金係 ☎32-4004

- 受給資格者 ひとり親家庭の親及び児童(18歳未満)並びに父母のいない児童(18歳未満)及びその児童を養育する配偶者のない者(所得制限あり)
- 給付対象 保険診療による窓口負担額から下記の自己負担分を差し引いた額  
自己負担(一医療機関につき):通院800円/月(上限)  
入院500円/日(月7日限度)
- 給付方法 ひとり親家庭等医療証(市役所で申請が必要)と健康保険証を医療機関の窓口に表示します。なお、県外では使用できませんが、ひとり親家庭等医療費支給申請書(市役所にあります)に必要な書類(領収書等)を添付して市役所へ申請することにより、支払った医療費が給付されます。  
※療養費支給証明書が必要な場合があります。詳しくは、係へお問い合わせください。
- 必要書類等 申請書(市役所にあります)、戸籍謄本(親と児童が記載されているもの)、健康保険証のコピー、所得証明書(その年の1月1日に宮若市に住所がなかった場合に必要)
- その他 毎年8月に更新の手続きが必要です。